



ヘイトハラスメント裁判を 支える会 会報 Vol.5

発行
2016年12月15日

事務局 〒544-0031 大阪市生野区鶴橋 2-15-27NPO 法人多民族共生人権教育センター内
TEL:06(6715)6600 FAX:06(6715)0153 E-mail: info@taminzoku.com



<https://www.facebook.com/HateHarassment>



@HateHarassment

ヘイトスピーチ、仕事と関係のない会長個人の思想の 押しつけ、快適な労働環境の侵害を許さない!

ヘイトハラスメント裁判を支える会共同代表
寺木伸明（桃山学院大学名誉教授）

原告（在日韓国人）がパートとして勤務しているフジ住宅株式会社では、今井光郎会長名で次のような内容を含む従業員の感想文をなんの適切なコメントも付けず多くの従業員（同社のホームページによればパート社員を含めて856名。関連する組織の従業員合わせると1070名。2015年3月31日現在）に配付してきました。たとえば、「在日特権ありえない控除内容に驚きです。市県民税も所得税もなく、その上問題になっている生活保護の不正受給でお金まで貰えて・・・逆差別のような状況を生む特権はなくすべきです」とあります。事実と反するこのような間違った意見は、日本社会にかなり広がっているようで、偏見といえます。この意見が、「(韓国人は)自分を有利にするための上手な嘘を平気でつく、日本人への警戒心が非常に強い、利己的な人が多いと感じました」とか、「韓国は、日本に併合して貰っていなかったらロシアの配下となり、スターリンにでも虐殺されていたと思います。さすがは嘘をついても責任を取らない、嘘が蔓延している民族性だと思いました」とかいう感想文（以上、従業員の感想文は、原告訴訟代理人の^{キムソンヒ}金星姫弁護士「第1回口頭弁論の報告」による）と結びつけば、まさに在日も

含む韓国人に対する偏見がいつそう掻き立てられ、強まることは明らかです。

これらの差別的文言の含まれる資料をそのまま多くの従業員へ配付する行為は、明らかに日本も加入している人種差別撤廃条約違反であり、かつヘイトスピーチに該当して違法行為にあたると思われる。

ご承知のように、今年5月24日に第190回国会で「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が可決・成立しました。また、大阪市でも、7月1日より「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」が全面施行されました。それぞれ不十分さが残されていると指摘されていますが、こうした法律や条例が制定された背景には、日本社会でヘイトスピーチ事象が続発していることがあり、それを不当であるとして規制しようとしている意義は大きいと思います。

本裁判に勝つことは、原告の人格権などの侵害からの救済を意味するだけにとどまらず、今後、職場で巧妙に行われるヘイトスピーチをなくしていくうえでとても重要だと思います。

さらにフジ住宅会長あるいは会社が業務に関係のない、嫌韓・嫌中を煽るような書籍、新聞記事・雑誌記事のコピーなどを全職員向けにたびたび配布したり、育鵬社の教科書採択に向けてのアンケート調査に行くように促したりして、特定の思想・見解を押し付けようとするような言動を行っています。私も、その膨大な資料の一部に過ぎない段ボール箱1箱分を見て、数多く現認しました。確かに表向きは強制ではありませんが、現会社の体制・状況（会長がこれらの配布物の記事や促しを受けての行動についての感想文を書くことを奨励し、提出された感想文をチェックして、そのまま職員に配布しているような状況）を踏まえれば、少なくとも半ば強制と考えられます。そのことで原告が苦痛を強いられたのは事実であり、これは前述のヘイトスピーチも含めて労働者が快適な労働環境で働く権利の侵害であると考えられます。

最後に知っていただきたいことは、原告は随分悩んだ末、まず弁護士

と相談の上、会社に「改善申し入れ」を行ったにもかかわらず、資料や書籍の配布、育鵬社教科書採択への勧誘と膨大な行動報告や感想の配布の状況は少しも改善がみられなかっただけでなく退職勧奨を受け、やむにやまれず訴訟に踏み切ったという経緯です。

提訴後も、職場に留まって頑張っている原告の勇気と忍耐に敬意を表するとともに、この裁判に勝つことの意義の大きさをご理解いただき、多くの方々に物心両面にわたる一層のご支援をお願いする次第です。



第4回口頭弁論の報告



第4回口頭弁論終了後の支援者集会。今回も約70名近い皆さんが傍聴支援と集会に参加していただきました

原告側代理人弁護士 かわらい つよし
瓦井 剛司

2016年9月15日、大阪地方裁判所堺支部にて、午後2時からヘイトハラスメント裁判の進行協議期日が行われ、その後続けて第4回口頭弁論期日が開かれました。

1 進行協議期日について

進行協議期日とは、訴訟の審理を充実させることを目的として、口頭弁論期日外に、訴訟の進行に関して必要な事項につき行う協議の期日のことです。これには、原則として当事者双方が出席します。今回も、双方代理人が出席して協議が行われました。

今回から裁判長が交代となりましたので、新しい裁判長を含む裁判所

全体できちんと事前に合議をして臨んでいる様子でした。もっとも、本件での事実関係は多岐にわたるため、裁判所は、まだ、原告の主張している事実を確認仕切れていない部分があるようでした。

そして、被告らの配付した書面については、審理の対象を明確にすべく、今回期日までに提出したもので区切りをつけ、これを対象とする方向で話し合いがされました。

裁判所は、本件では、法律論の主張は十分なされているものの、事実関係については、重要な事実のうち明確となっていない部分もあるとの理解をしていました。そこで、裁判所は、抽象的な法律論の主張は双方ともペンディングして、事実関係の主張を充実させることを双方に求めました。具体的には、被告らに対しては、主に、被告らがなぜ今回のような文書を配付したのか、配付の意図・目的について被告らに明らかにするよう求めました。また、原告に対しては、主に、原告が主張している教科書アンケートへの「強制」とは、どのようなことを言うのか、また、それがなぜ「強制」といえるのかを基礎づける事実を明確にすることなどを求めました。

進行協議は、当初2時30分までの予定でしたが、上記の他にも様々なことが話し合われたため、かなり長引きました。

2 第4回口頭弁論期日について

(1) 進行協議が長引いたため、予定より遅れて口頭弁論期日は開始されました。

(2) 原告が提出した準備書面は、第5準備書面。第6準備書面及び第7準備書面です。

ア 第5準備書面では、被告らのヘイトハラスメント行為を裏付ける書面の内容を詳細に説明しました。

イ 第6準備書面では、今回原告が提出した準備書面のまさに中心の書面として、被告らの行為が違法行為であることを主張しました。同書面では、まず第1として、ヘイトスピーチの害悪性について、歴史的社

会的観点を踏まえて詳細に述べ、歴史修正主義的の主張や、日本人の優越性（国粹主義）を宣伝する主張も含めて、民族的な差別、偏見を助長する言論が職場においてなされることの違法性などを詳細に述べました。続けて、第2以下で、被告らのヘイトスピーチ・差別、偏見を助長する文書の配布行為等や、教科書採択を巡る被告らの社員に対する政治動員行為などによって、原告の職場環境が損なわれ、被告らと労働協約関係にある原告がいかなる精神的・人格的苦痛を受けたのかを詳細に述べました。第6準備書面は、弁護団内部を、大きく、第1を担当するヘイトスピーチ班と、第2以下を担当する労働問題班とに分け、それぞれ詳細に検討して作成した上で、さらに全体でブラッシュアップするという方法で作成し、全100ページという長く詳しい書面となりました。

ウ 第7準備書面では、被告らの求釈明に対する回答をしました。また、被告らの、「被告らが配付した文書には、配布先に原告が含まれていないものがある」旨の主張に対して、被告社内の多くの従業員に配付された文書である以上、職場環境を乱すものであり、仮に原告の目に触れることがなくとも違法行為・不法行為を構成することなどを主張しました。

(3) このように、今回提出した書面は、準備書面だけでも、合わせて121ページというボリュームのあるものとなりました。そこで、弁護団は、とくに、提出した原告第6準備書面について、その要点を正確に裁判所に伝えるべく、内容を口頭で補足する弁論をしました。弁論は村田弁護士が担当し、傍聴に来て頂いた皆様方にもお聴きいただけたいと思います。

4 第5回期日の予定

次回、第5回期日は、2016年12月15日午前11時からです。また、今回同様に、これに先だって同日午前10時30分から進行協議期日も開かれます。

訴訟は、まだまだこれからが重要です。皆様、是非とも引き続き傍聴

にお越しいただき、原告と弁護団をご支援下さいますようお願い申し上げます。



口頭弁論の内容を報告する、村田浩治弁護団長

学習&交流集会を開催しました



講演する西谷敏共同代表

7月23日、大阪市生野区にある、つるはし交流ひろば「ぽだん」にて、支える会が主催して学習&交流集会を開催しました。

集会の第1部は、支える会共同代表の西谷敏さん（大阪市立大学名誉教授）による「ヘイトハラスメントと人権侵害」と題したミニ学習会で始まりました。

労働法の第一人者である西谷先生は、まず1954年に滋賀県の近江絹糸紡績でおこった労働争議について解説していただきました。この会社では、自社経営する高等学校の生徒を工員のように使用、女性は結婚退社を強要、男性も結婚したら転勤を強要していました。ほとんどの従業員に対して寮生活を実質的に強いていましたが、そこで週一回の法話聴講、読経などの仏教行事の押しつけをおこなっていたのです。

これは従業員の信教の自由、良心の自由を奪うものであると主張した従業員の労働組合による無期限ストライキによって全国的な注目を集めた争議が、国の指導を促して問題解決につながりました。この争議は、当時「人権争議」とも呼ばれ、経営側の労働三権をはじめとした基本的人権の侵害が問われたものでした。



近江絹糸争議(wikipediaより)

フジ住宅で起こったことは、近江絹糸争議における宗教行事の押し付け

に対して、右翼嫌韓思想と特定の政治活動への参加が強要されたものであり、その背景には日本会議などの「右派・草の根運動」があり、今回のような企業ぐるみの運動も活発化している可能性があります。



会場に展示した会社側配付資料の一部)

今回の裁判は、原告に対するハラスメントによる人格権侵害であることはもちろん、全従業員に対する人権侵害であるという視点が重要であると指摘され、学習会を終えました。

続いて、「ヘイトハラスメント裁判は誰が／誰の問題？」と題したトークセッションを開催しました。共同代表の竹信三恵子さん（和光大学教授）が進行役を務め、弁護団と原告による対談形式でセッションはすすみました。

まず弁護団による、会社が配

布、裁判に証拠として提出した資料を貼り付けたスライドショーの上映と解説を行いました。会場には、実際に配布された資料を展示していたのですが、まずはそのボリュームに参加者は驚きの声を上げていました。そして、会場に映し出されるあまりにも生々しい差別的配布物を前に、怒りをあらたにしていました。弁護団長の村田浩治さんは、配布物や教科書アンケート記入行動へ参加させた従業員に、会社側が感想をかかせ、会長が選んだ感想の一部を全社員に配布した手法について、社員の忠誠度を確認し、社員を巻き込んでマインドコントロールをしていく悪質な手法であると説明されました。

原告は、自分が入社した当時の会社は、子どもがいるパート従業員にも配慮があり、働きやすい会社だった。3, 4年前から、このような資料が社内で配布されるようになり、社内のムードが変わっていったと証言しました。あまりにも酷いものなので誰かが止めてくれるに違いないと思っていたが、意を決して自分で労働基準監督署に駆け込んだ時の体



村田浩治弁護団長（左）、金星姫弁護士（中）、竹信三恵子共同代表（右）



報告集会で発言する原告(左)

験も話しました。労基局では「会長にも表現の自由がある。労基法違反とは言いにくい」などの酷い対応であり、わらにもすぎる思いで弁護士の無料電話相談に電話をかけたことから現在の弁護団とつながり、申入書の提出や、大阪弁護士会による人権救済の申立などの手段をつくしたものの、昨年8月に実質的な退職勧奨をうけたことで訴訟を起こす決意をかためたという思いを語りました。

改めて、絶対に負けることができない裁判であるとの思いを参加者一同強くした、実りあるトークセッションでした。

第1部の最後には、反ヘイトスピーチ裁判の原告・李信恵さん、アリさんマークの引越社争議を闘う、プレカリアートユニオンの清水直子さん、そして大阪市による育鵬社歴史教科書採択において日本会議系の教育再生機構、育鵬社、フジ住宅による組織ぐるみの不正があった問題を追及する、子どもたちに渡すな！危ない教科書大阪の会の上杉聡さんによる報告とともに闘うエールをいただきました。アリさんマークの引越社争議は、ブラックな労働条件と就労環境が問われていますが、その

中で従業員を恫喝、洗脳していく手段として在日コリアン、被差別部落、障害者などに対する差別が利用されてきた実態が報告されました。それぞれの闘いが、足下でつながり絡み合っている共通の課題を抱えていることが浮き彫りになる報告でした。それぞれの現場での闘いを、交流、連携しながら取り組んでいくことの必要性を強く感じました。

第2部は交流会。会場近くの生野コリアタウンから仕入れた韓国・朝鮮料理を肴に、アルコールも入り、参加者一同が、より親しく交わり知り合う、よい機会になりました。



集会で報告する、反ヘイトスピーチ裁判原告の李信恵（リシネ）さん（フリーライター）

弁護団自己紹介① ヒョン チョン ファ 玄 政 和 弁護士

今年の2月より、ヘイトハラスメント訴訟弁護団に参加しております、
弁護士の^{ヒョンチョンファ}玄政和と申します。私が弁護団に参加することとなったきっかけは、母校である朝鮮大学校の先輩であり、弁護団結成メンバーである^{キムソンヒ}金星姫弁護士から、本件について紹介を受けたことです。

事件の内容を聞き、実際に社内で配布された資料に目を通したとき、色々な思いが頭に浮かんできました。今から10年以上前の中学生時代、下校中、見知らぬ高校生くらいの集団に、いきなり「お前チョンコ（※朝鮮人の蔑称）やろ、なんで日本におんねん。とっとと北朝鮮に帰れや」と言われたこと、2009年、私の地元である京都の朝鮮第一初級学校に、在特会の連中が押しかけ、小さな小学生達がいる学校の前で、あらん限りのヘイトを浴びせかけたこと、2013年10月、この行為に対して、損害賠償責任を認める京都地裁の判決（2014年7月8日に地裁判決を支持する高裁判決、同年12月9日、在特会側の上告を棄却する最高裁決定）が出たことに対する一筋の希望、他方で、相変わらず今回のような信じがたく許しがたい事件が起きていることに対する落胆、失望、憤り、悲しみ。

本当に、日本という国は、外国人や労働者、女性といったマイノリティが、ありのままに生きることが非常に難しい国だということを痛感させられます。人権は誰にでも与えられているはずなのに、勇気を振り絞って声をあげ、権利を勝ち取っていかなければならないという、変わることをない現状に辟易しそうになることもあります。ただ黙って見ているわけにはいきません。基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする弁護士として、また、日本に住む朝鮮人の一人として、原告さんが職場で普通に働くという当たり前のことを実現できるよう、力を合わせて頑張っていきたいと思えます。

また、訴訟において良い結果を得られるよう力を尽くすことはもちろんですが、マイノリティが差別を受けることなく暮らせる社会を実現するためには、本件の問題性と、本件のような事態が生じることを許容してしまっている日本社会の問題性を、広く世間にアピールしていく必要があります。そういった観点からの活動についても、積極的に携わっていきたいと思います。

今後とも、ご支援のほど、何卒よろしくお願いいたします。

弁護士自己紹介② しみす 清水 あきひろ 亮宏弁護士

2016年3月から弁護団に参加しております、弁護士の清水亮宏と申します。私が弁護団に参加したきっかけについてお話しします。

私は、学生時代に、労働問題に取り組むNPOで活動した経験があります。この経験の中で、ブラック企業で働く若者たちの相談を聞く機会が多くあったのですが、上司による暴言や執拗な叱責などのパワハラ被害に遭っている人からの相談が多くありました。中には、我慢を続けてメンタル不調に陥るケースも見られました。パワハラをはじめとしたハラスメントの問題は、加害者と被害者の個別的な問題と捉えられがちですが、「働きやすい職場環境が保持できているか」という職場全体の問題でもあります。法律上も、会社には、職場において労働者が人格権侵害を受けることのないよう配慮すべき義務があるとされています。

この裁判では、会社・会長が、特定の政治的主張や人種差別の助長に繋がる言論などが含まれた資料を、従業員に一方的かつ大量に配布した行為の是非が問われています。そもそも、職場には様々な人が働いており、政治的信条やアイデンティティも人それぞれです。上記のような資料を一方的かつ大量に配布する行為は、労働者の政治的信条やアイデンティティを傷付けるハラスメントに他なりません。このような行為は許

されないということを、この裁判を通じて確認し、それを実現することが必要であると考え、弁護団に参加しました。

また、私が生まれ育った環境も、弁護団に参加するきっかけとなっています。私は、外国人が比較的多い大阪ミナミで生まれ育ち、今もミナミに住んでいます。現在は観光客で賑わい、昼の時間帯には通行もままならない状況です。このような環境で育ったために、国籍に関係なく、個々のアイデンティティを尊重しながら触れ合うことが自分にとって当然の価値観になっていました。しかし、2010年代に入ってから、同じ大阪ミナミで、何度かヘイトスピーチ（デモ・街宣）に出くわすことになりました。日常の中に登場したヘイトスピーチに対して不快な気持ちになるのと同時に、当たり前のように感じていたこれまでの価値観が崩れ去るのを感じました。この裁判は、国籍に関係なく、個々のアイデンティティを尊重しながら交流するという当たり前のことを、職場の中で実現するための裁判でもあります。

弁護団の一員として、力になれるよう頑張ります。今後とも、ご支援のほど、よろしくお願いいたします。

ヘイトハラスメント裁判を支える会 会計報告

(2015年9月1日～2016年12月6日)

収入		
科目	金額(円)	
寄付	1,705,547	134件(個人、団体)
集会カンパ	157,786	裁判報告集会時カンパ
雑収入	161,699	7/23集会参加費、利息
計	2,025,032	(A)

支出		
科目	金額(円)	
会場費	22,540	裁判報告集会
印刷費	118,211	パンフ、リーフレット
旅費交通費	25,471	支援呼びかけのための集会参加費等
弁護士費用	347,304	実費分支払い
7/23集会経費	134,268	
計	647,794	(B)

(A)－(B)＝1,377,238円(2016年12月6日時点残金)

昨年8月の提訴と支える会の発足以来、訴訟費用と支える会の活動のため、みなさまにカンパの願いをおこなってきました。これまでご協力いただいた皆様に、あらためて厚くお礼申し上げます。本当にありがとうございました。